

東京電機大学中学・高等学校同窓会
クラス会およびクラブ OB・OG 会援助規則

(援助基準)

第1条 クラス会およびクラス OB・OG 会開催に当たり、次の基準に基づき援助を行う。

1. 援助は、年度内（4月1日～翌年3月31日まで）に1回とする。
2. クラス会開催の申請手続きが完了していること。
3. 各会合とも開催時10名以上の参加者があること。但し、既に会員が10名に満たないクラスの場合その旨を届出、同窓会会長の承認を得た場合その限りではない。

(申請手続き)

第2条 開催日の1週間前までに、次の事項をHP、文書またはFAXで校友会内中学・高等学校同窓会事務局に申請する。

- ① 卒業年および卒業学科
- ② 開催日時および開催場所
- ③ 代表者氏名および連絡先
- ④ 通知者数
- ⑤ 招待する先生のお名前

(援助事項)

第3条 クラス会およびクラブ OB・OG 会を開催するときは、次の援助を行う。

1. 祝金として、1.5万円を支給する。但し、通信費は支給しない。

(合同クラス会援助)

第4条 合同クラス会（例えば退任する先生を囲む会や学科別同窓会を含む）を開催するときは、第2条の申請手続きを完了したとき、次の援助を行う。

1. 祝い金として、クラス数×1.5万円を支給する。
但し、4.5万円を限度とする。また、通信費は支給しない。
2. 合同クラス会を開催した後、同じ日にクラス会を開催する場合、クラス会の方の援助はしない。

(その他)

第5条 クラス会開催後、クラブ OB・OG 会開催後または合同クラス会開催後、代表者は、参加数および住所判明者の名簿を同窓会事務局に提出すること。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、幹事会で定める。

付則

この規定は、平成16年 2月 4日より施行する
平成27年 4月 1日一部改定